

平成23年度第1回地域福祉推進委員会会議録

日 時	平成23年7月22日(金)午後2時～4時30分
場 所	宇治市役所8階 大会議室
参加者	<p>委 員：井岡委員、加藤委員、岡野委員、羽野委員、浜根委員、松井委員、池田委員、岡田委員、小山委員、山下委員、能塚委員、河淵委員、小松委員、原委員、原田委員、榎村委員、森委員、山本委員、斉藤委員 (欠席委員：奥西委員、迫委員、杉本委員、藤原委員、大石委員、谷崎委員)</p> <p>事務局：佐藤健康福祉部長 濱岡地域福祉室長兼地域福祉課長 松本地域援護係長 野畑主事</p> <p>傍聴者：なし</p>
<p>【開 会】</p> <p>[1]配付資料の確認</p> <p>[2]委嘱状の交付 ・任期：平成23年7月22日から平成25年7月21日の2年間 ・市長挨拶 ・委員自己紹介 ・事務局紹介</p> <p>[3]委員長および委員長代理の選出 ・委員長：委員の互選により井岡委員が就任 ・委員長代理：委員長の指名により加藤委員が就任 ・委員長挨拶</p> <p>[4]第2期宇治市地域福祉計画の進行管理について ・事務局説明 ・質疑応答</p> <p>[5]閉会 ・平成23年度第2回地域福祉推進委員会について：平成24年2月中旬頃を予定</p>	
<p>[4]第2期宇治市地域福祉計画の進行管理について【事務局説明及び質疑応答内容】</p>	
委 員 長	<p>それでは会議次第に従い、会議を進めて参りたいと思います。 次第[4]「第2期宇治市地域福祉計画の進行管理について」事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>資料 をご覧下さい。</p> <p>まず、1ページのところは、本委員会の設置規程を資料とさせていただきます。 第2条にありますとおり宇治市地域福祉推進委員会の担任事項といたしまして「宇治市地域福祉計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。」について意見の交換等を行っていただくということです。</p>

事務局	<p>また、(2)につきましては、「宇治市地域福祉計画の見直しに関すること。」、(3)は、「その他地域福祉の推進に必要と認められる事項」について皆様のご意見を頂戴することになっております。</p> <p>第3条は、「委員会は委員30人以内で組織する」となっておりますが、現在は25人で組織しております。</p> <p>第4条では、「任期は2年」とさせていただいております。3ページのところで、委員名簿を載せさせていただいております。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。</p> <p>宇治市地域福祉計画推進会議の設置要項になります。宇治市役所の関係課の職員で組織しております推進会議の確認です。</p> <p>この推進会議につきましては、庁内関係各課の各事業の進行管理、意見の調整等を行っております。その名簿が6ページにあります。</p> <p>23年度からは、第1期までの推進会議構成課を基本とし、そのうち第2期計画において連携を図る部門別計画の所管課の12課および第2期計画において主に関わりのある課として位置づける課の6課、計18課にて構成しています。なお、第2期計画において主に関わりのある課として位置づけている保育課、介護保険課については、主に制度に基づく施策や事業を実施しているため、本計画の推進を図ることを目的とする推進会議の構成課からは除外いたしました。</p> <p>以上が本委員会と推進会議の確認事項でございます。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。</p> <p>宇治市地域福祉計画の位置づけでございます。</p> <p>第1期計画では福祉部門との連携について明確に位置づけておりましたが、第2期計画では、福祉部門に加え、宇治市地域防災計画、宇治市防犯推進計画、宇治市交通バリアフリー計画、宇治市男女共同参画計画(UJI あさざりプラン)、宇治市人権教育・啓発推進計画、宇治市生涯学習推進プランの福祉部門以外の行政計画との連携を図り、本計画がより総合的な福祉のまちづくり計画となるよう位置づけております。</p> <p>また、市社協の「宇治市地域福祉活動計画」とも引き続き連携をしていきます。</p> <p>次に、8ページをご覧ください。</p> <p>第2期計画においても、第1期計画の基本理念を踏襲し「一人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる 住民主体の福祉のまちづくり」のもとに3つの基本的視点があり、それに基づき「1.安全・安心に暮らせるまちづくり」「2.地域福祉活動への住民参画の推進」「3.ゆるやかな支え合い」「4.多様な福祉サービスの創生と展開」「5.安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供」の5つの地域福祉推進のプログラムを柱として設定し 46の具体的な取り組みを定めています。</p> <p>続きまして、資料 について説明させていただきます。</p> <p>前期の地域福祉計画策定後は、広報・啓発をはじめ、身近な地域での地域懇談会の取り組みなど、宇治市の地域福祉推進に向け、各種事業を実施してまいりました。</p>
-----	--

<p>事務局</p> <p>委員長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員長</p>	<p>その一環として、『地域福祉推進のプログラム』に位置づけられた“具体的な取り組み”の実現のため、「地域福祉推進のプログラム＜推進のめやす＞」を作成し、地域福祉推進の視点を持って実施されている行政の事業の進捗状況を把握し、進行管理を行ってまいりました。</p> <p>事務局といたしましては、第2期宇治市地域福祉計画においても「地域福祉推進のプログラム＜推進のめやす＞」を作成し進行の管理を行いたいと思います。</p> <p>ただし、「地域福祉推進のプログラム＜推進のめやす＞」の内容につきましては前期の「地域福祉推進のプログラム＜推進のめやす＞」をさらに発展させ、平成21年度に作成しました「宇治市地域福祉計画 分析と展望」の内容を参考とし作成いたしましたものを資料としてご用意いたしました。</p> <p>本日、ご用意させていただきました推進のめやす(案)は先ほど説明いたしました体系図の全46の具体的な取り組みの中から1と2の部分でモデル的に作成したものでございます。</p> <p>具体的な取り組みについて学区福祉委員会・公社・社協・行政による事業の貼り付けおよび自己評価を行い、事務局により柱ごとに分析と課題の案を作成いたします。自己評価部分と分析と課題部分は読み手に配慮し、箇条書きにする等、できるだけ簡潔にまとめさせていただきます。</p> <p>分析と課題の内容につきまして推進委員会の中でご意見の交換等を行いまして、推進委員会としての分析と課題を作成いたします。それを推進会議でフィードバックすることにより、地域福祉の推進をはかります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明の中で第2期宇治市地域福祉計画の進行管理方法の提案にかかわる部分以外でご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>庁内推進会議の構成課から除外したのはどの課であり、また除外の理由は何か。</p> <p>除外をしたのは保育課及び介護保険課である。除外をした理由としては制度に基づいて施策や事業をしているために、本計画の推進を図る推進会議の構成メンバーからは除外した。</p> <p>除外する必要はなかったのでは無いか。</p> <p>この間、計画策定の経過の中でも定期的に地域福祉推進委員会及び庁内の推進会議を開催した。介護保険課と保育課においては、基本的に国や府の制度に基づいて事業をされており、位置づけについて再度考えてほしいという意見もあり、事務局と推進会議の中で協議した結果、全くかかわってもらわないということではないが推進会議のメンバーの中からは今回外すこととなった。</p> <p>積極的に外すというのはあまりないと思う。</p> <p>保育所においては地域の子育て支援のセンターとして地域そのものを担っている。また介護保険についても各事業は事業所の内部で完結するのではなく地域に展開していくことで地域福祉と重なっている。</p> <p>以上も含めて対策を練るように。</p>
--	---

事務局	<p>推進会議の設置要項第6条、「議長(地域福祉課長)は必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる」とあるので、今回推進会議のメンバーから除外した保育課、介護保険課だけではなく他にも関係する課が出てきた場合、この条項を適用し、推進会議の中で意見を招集していきたいという風に考えている。</p>
委員	<p>事業に関わっているので必要なのではないかと。こども福祉課と保育課は事業そのものが違う。年に何回もやる会議ではないので除外しない方が良い。</p>
事務局	<p>保育課において所管する主な事項は、保育所の運営。介護保険課においては介護保険の運営。それぞれ法令等に基づくものである。委員から指摘は地域福祉に結びつくものがあるのではというご指摘であったと受け取った。従って、今回は推進会議の構成から外した理由としては、事務分掌的には形式的な事業だけであるが、地域福祉に関連する部分もあるということを踏まえて設置規定第6条の中で積極的に出席を求め、意見等を聴取し、この進行管理に反映させていきたい。</p>
委員長	<p>断続的に対応していただきたい。</p>
委員長	<p>資料の進行管理の方法に関して検討したい。 ご意見ご質問等はあるか。</p>
委員	<p>市民の視点からの評価の評価基準なり評価項目をしっかりとやっていく必要があるのではないかと。 市民側の情報の受信についてどう取り組んでいったらいいのかについて意見をお願いする。</p>
委員長	<p>これは論議すべき重要なテーマである。この評価基準というのは地域福祉計画に基づく施策がどの程度進んでいるかの評価である。 市民の目線で評価をするということは大事であり基本的なことである。</p>
事務局	<p>広報の部分で発信はしていても受け手側がどう捉えているかという問題は、第二期地域福祉計画策定の時も検討課題としてあがってきたが、どうすればより効果的に市民に対して発信していけるのかを、今後も取り組むために、「市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、より分かりやすく正確に伝わる情報の発信を推進します。」ということと「福祉サービス事業者等からの恒常的な情報の発信を支援します。」ということで目標としてあげている。 計画策定にあたり平成21年度に行った市民アンケートでも、最も行政の暮らしや福祉に関する情報を入手している媒体については、市の発行する市政だより、パンフレット、情報誌等がかなり高い割合を占めていた。市政だよりが今年からカラーになったということと、6月から全戸配布、今までは新聞の折込だったものを各戸のポストに入れていくという取り組みも行っている。 後、年齢等が限られてくるがホームページをみて情報を収集している方も第一期計画策定後からはかなり増えてきているのでホームページの方もできるだけ分かりやすくいろんな方に情報が伝わるような努力をしていきたい。</p>

委員	<p>やはり、住民の視点での評価が必要。 それから情報は流れているが、どう届き受け止められているかということについてはしっかりフィードバックしていく必要がある。何かモニター的なことが必要ではないかと思う。 情報の発信が有効かどうかの検証をしっかりやらないと自己満足に終わってしまう。そのあたりについて市民公募の委員のご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>私どもの自治会では、いつもいろんな会合で配布物がありますが、ポストに入れるだけでなく、組長さんをお願いして、一軒一軒、あいさつ回りや安否確認を兼ねて入れていただいている。 また、自治会便りや喜老会の活動などいろんな情報をできるだけ大きな活字でみんなが読みやすいように作り、配布時に会話を交えながら情報の共有をしていきたいと思っている。</p>
委員	<p>9000人以上の障害者がいるが発信と受信が果たしてできているのか疑問に思っている。</p>
委員	<p>一般市民の感覚でいうと発信してもらうのも大事であるが市民にも受信する責任があるかと思いつつながら広報誌やインターネットを積極的に見るようにしている。発信されているがそれを知らないというのではなく、情報をキャッチする責任もあるのかなという意識も私たちの世代は比較的に持っているかと思う。 さらに得た情報については共有を積極的に行っている。</p>
委員長	<p>今、情報の発信と受信に関する意見をいただいたが、地域福祉計画が市民にどれだけ知られているかアンケートをとったが認知度は低い。 地域福祉計画が知られていない中で市民に評価をしてもらうというのは難しい。まずは地域福祉計画についてきちんと受信をしてもえるように発信していくことが前提になるのではないかと。 評価についてはいくつか方法はあろうと思う。その評価も行政内部の評価とかなり違って来る傾向がある。推進委員会が市民の目線で評価をするというのも一つの方法かと思う。どうやって評価するか今後も協議していきたい。</p>
委員	<p>評価をどうするか。難しいのは数字で表現なかなかできなくて言葉での評価になるところである。それでもきちっと評価をしていかなければならない。その評価の中に市民の方々の評価を取り入れるためには、現状と目標を繰り返し発信し、少しでも市民の関心を引かなければならない。</p>
委員	<p>情報が氾濫しているが当事者にとって必要な情報が必要なところに発信されているか。当事者に的確な情報が行く方がより良いと思う。</p>
委員長	<p>他に進行管理に関してご意見等はあるか。</p>
委員	<p>市民の側からの評価基準については非常に難しい。 行政の方からは来年の2月には、行政内部の評価を示せるとあるが、それは行政レベルでの評価であり、市民の側の評価では自治会や福祉委員会のレベルも考えなければならない。 地域福祉というのは輻輳化して重層的なものであるの、それをどのような形で評価するのか。有効な意見があれば伺いたい。 様々な方法はあるが、すべて網羅した形で評価基準をつくって評価するというのは非常に困難である。行政の各課においてでもあるが、各団体にしても評価の基準としては、団体の構成</p>

	(前頁続き)員の中でも評価の付け方は様々であり、そのレベルを決めるということも難しいことである。ベストな評価基準は出せないが、その中で宇治市として特徴的に評価をするのであるなら、地域福祉推進委員会として像を作り出していきけるのではないか。
委 員	住民の実感としてどうなのかというような、そういうチェックの仕方があるように思う。例えば支え合う地域づくりへ参加しやすくなっているかどうかについて、それについてはだいぶ進んできているなど。物差しと目盛については知恵を出し合って、市民の視点から地域福祉計画の進捗をチェックしていくということは工夫すれば可能であると思う。
委 員	当事者といってもいろんな当事者の方がいるが、そういう方の満足度が評価だと思う。
委 員 長	ある学区福祉委員会をとって、モデル的にその福祉委員全員にアンケート(評価)を行う方法もある。一般的な評価をいきなり行うのではなく福祉に携わっている方からの評価から始めては如何か。これは地域福祉推進委員会の課題としていきたいと思う。
委 員 長	事業概要に対する評価は出来るだけ簡潔な箇条書きをしていただきたい。 事務局から示された評価の枠組みをふまえて評価をしていくことで了承いただけるか。
委 員	評価の枠組みはこれでいいと思うが、評価をする前に事業の実施計画を作成しなければ評価しようがないのではないか。 後、提案であるが、策定と同様に評価についても作業部会的な組織を作ってはどうか。
事 務 局	21年度地域福祉推進委員会資料の分析と展望の中で位置づけていた事業に対し、新しい事業が実施される場合は追加し、完了した事業は完了を記載する。 そのベースを事業ごとに各課に照会をかけ、新たに評価をしていく流れで考えている。 また、評価のための作業部会的な組織については、検討し次の推進委員会にてお示ししたい。
委 員 長	体系図にあげた46の具体的な取組みが実施計画であるという理解であるが如何か。
事 務 局	46の具体的な取組みが実施計画である。
委 員	その46の取組みを具体的にその取り組みに対して、何年間かの実施計画を立てなければ進捗についての定義ができない。 第一期計画と同様に、具体的に何年に何をやるか、何人を対象に何をやるかなどの具体的な計画、それをいつ作るのか。それがないと評価できない。
委 員	3年度分くらいは具体的な計画がいるのではないか。
事 務 局	今、ご指摘いただいた点について、確かに第一期地域福祉計画では3年間の見込みを示していた。具体的な数値で掲げられない事業もたくさんあるので、その辺りをどうするかを今後つめていきたい。そのうえで、次の地域福祉推進委員会の中では示させていただけるようにしたい。
委 員 長	検討していただきたいと思う。